

聴覚障害を有する教員に向けた学習支援の課題

— 三重大学教員免許状更新講習における取り組み —

郷右近 歩*・舂本 大輔**

**Problems on learning support systems for teachers with hearing impairments
The teacher training curriculum for obtaining teacher certificate in Mie University**

Ayumu GOUKON and Daisuke MASUMOTO

要旨

2011年度、三重大学教員免許状更新講習では、聴覚障害を有する教員に向けた学習支援を実施した。聴覚障害を有する教員の受講に際して、5項目の課題が明らかになった。すなわち、①情報の効率的な取得に関する配慮、②担当講師の授業展開や話し方の特徴に対する支援者の即応力、③速記者における熟達の度合いと講義内容の理解水準、④音声文字変換ソフト導入の可否、⑤受講者と支援者との関係性の構築、である。都市部とは異なり、地方の講習開設主体（大学等）は聴覚障害教育に関する専門職員を雇用できるとは限らない。しかしながら、各都道府県には聾学校があり、聴覚障害を有する教員も勤務している。それぞれの地域で、聴覚障害を有する教員が合理的配慮のもと教員免許状更新講習を受けられる体制の構築が喫緊の課題であり、三重大学における取り組みは、そのモデルケースとなり得るものであった。

I. 問題と目的

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月1日より、教員免許更新制が導入された。文部科学省（2008）は、「教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」と説明している。その対象は、①現職教員（指導改善研修中の者を除く）、②教員採用内定者、③教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者、④過去に教員として勤務した経験のある者など、である（文部科学省、2008）。免許状更新講習を開設できる者は、①大学、②指定教員養成機関（専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの）、③都道府県・指定都市等教育委員会など、である（文部科学省、2008）。

視覚障害や聴覚障害を有する教員についても、免許状更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限を過ぎた場合、免許状が失効する。三重県では、各講習開設主体・教育委員会・各校種の代表等により構成された連絡協議会の場において、視覚障害や聴覚障害を有する教員の受講希望があれば三重大学が対応する旨、確認がなされている。2010年度は、視覚障害を有する教員の受講支援を行った（川口・郷右近、2011）。2011年度は、聴覚障害を有する教員2名から、本学が開設する教員免許状更新講習を受講したいとの申し出があった。副学長（教育担当）同席のもと、受講希望者との面談を行い、受講者

* 三重大学教育学部

** 三重大学大学院教育学研究科

の希望と本学として提供可能な支援内容について、擦り合わせを行った。その結果、希望する講習（必修講習 2 日間と選択講習 3 日間：延べ 10 日間）を受講できる見通しと、具体的な支援の方向性を定めることができた。

本学の特徴は、責任者（教育担当副学長）と講習を運営する職員（学務部副部長・教務チーム係長・教育学部特別支援教育講座准教授）が受講希望者と直接相談し、協議を重ねてゆくことで、互いにとって無理のない実現可能な受講体制を構築してゆく点にある。実際に、講習前の事前連絡は教務チーム係長が、講習当日の受講支援は教育学部特別支援教育講座准教授が担うため、受講者との間に顔の見える関係性が築かれてゆく。他の講習開設主体においては、紋切り型の窓口対応と組織化されていない分業体制の弊害に起因する苦情や、明らかに実現不可能な支援内容についての受講者からの強い要望など、双方の関係性を悪化させる事態の数々が生じているように思われる。本学の取り組みは、他の多くの地方自治体の場合と同様、視覚障害教育教員養成課程や聴覚障害教育教員養成課程を有していない講習開設主体が、その地域における講習開設に責任を持つ場合のモデルケースとして捉え直すことも可能である。

そこで本稿では、2011 年度、三重大学教員免許状更新講習において聴覚障害を有する受講者に実施した学習支援の課題を分析しつつ、あわせて、他の地域の講習開設主体においても実施可能な支援方略について、若干の考察を行うこととした。

II. 方法

聴覚障害を有する教員 2 名より、2011 年度の教員免許状更新講習について、それぞれ、必修講習 12 時間（4 人の講師が分担）、選択講習 18 時間（6 時間の講習が 3 回）の受講希望があった。講習の担当講師に確認の上、調整が行われた結果、延べ 60 時間分の講習履修が確定した。担当講師には、講習で使用する資料の事前提出を求め、提出された資料を印刷し受講者へ郵送することとした。講習当日は、本学特別支援教育講座の教員もしくはその指導学生が受講者の支援に当たることを担当講師に伝え、了承を受けた。支援者は、講師の発言や提示された音声情報を PC テイク（パソコン画面上における要約速記）するため、担当講師は通常通りの講習実施が可能であるものの、展開や口調があまりにも早い場合は追い付けなくなる場合があることを講師に伝え、配慮を求めた。パソコンは教室前方のスクリーン（もしくは演台）と同一視野内に入るよう配置し、受講者の隣で常時 1 名の速記者（通常は教室内に 2 名を配置し交代で従事）が支援にあたることとした。

本研究では、PC テイクに従事した学生の報告、当日に作成された講習内容のファイル（テキストドキュメント）、受講者の意見や感想をデータとして分析を行った。

III. 結果

聴覚障害を有する教員の受講に際して、5 項目の課題が明らかになった。すなわち、①情報の効率的な取得に関する配慮、②担当講師の授業展開や話し方の特徴に対する即応力、③速記者における熟達の度合いと講習内容の理解水準、④音声文字変換ソフト導入の可否、⑤受講者と支援者との関係性の構築、である。以下では、項目ごとに検討を行うこととした。

1. 情報の効率的な取得に関する配慮

近年、講習ではパワーポイント等の視覚情報をプロジェクターで映写することが多い。教室の前方正

面に大型のスクリーンがある場合、映像と重ならないよう、講師は教室の右前方か左前方に位置することになる。加えて、教室に手話通訳者を配置すると、講師とは初対面となる通訳者は心理的な対人距離を確保するためにスクリーンを挟んだ位置に立つことが多い。このような状況において、聴覚障害を有する受講者は、スクリーン上の視覚情報、講師の顔や口元、通訳者の手話、手元の資料やノートなど、視線を4点に効率よく振り分けなければならない状況に置かれることが多い。実際、本学で実施されている三重県教育委員会免許法認定講習では概ね上述した通りの状況が生じていた。一方で、本年度の教員免許状更新講習では、音声情報を表示するためのパソコンは教室前方のスクリーン（もしくは演台）と同一視野内に入るよう配置した。このため、受講者からは「(本学で開催される)他の講習でも同様の対応を行って欲しい」との要望があった。

2. 担当講師の授業展開や話し方の特徴に対する即応力

教員免許状更新講習では、多くの場合、最後に試験が実施される。それぞれの担当講師は試験に向けて「講習の内容全てにわたる理解を求める」場合もあれば、「ここが要点」とそのつど強調する場合など、方針が異なっていた。PC テイクを行う者の熟達度にもよるが、音声情報すべてを文字表記した場合、受講者はパソコンの画面から目を放すことができなくなり、細部に気が向くあまり流れを把握することが困難ともなりかねない。講師によっては、本筋の話から興に乗って様々な話題を展開する例もあり、速記の労力との兼ね合いを考えると情報の取捨選択も必要であった。特に、早い口調の講師の場合は、速記者が発話の一言一句を追うことだけに集中すると、意味の通らない文章の羅列が画面上に並んだ。本学におけるPC テイクは、受講者の理解の一助となることを目指し、要約筆記を心掛けた。ただし、他の受講者との間に反応のタイムラグができると不自然な発言（ジョーク等）が多い講師の場合は、逐次速記に徹することもあった。

3. 速記者における熟達の度合いと講習内容の理解水準

PC テイクのデータファイルを参照したところ、教員が行った場合、大学院生が行った場合、学部学生が行った場合では、講習内容の理解度に明らかな差が見られた。専門用語の誤記や聞き間違いという細部のみならず、講習内容の理解水準が高い者は不要な情報の省略が大胆で、見て分かりやすい表記へと情報の編集が行われていた。受講者2名の内、1名は難聴で「念のための確認」として文字情報を活用しており、もう1名は読唇が可能のため「ずっと画面を見続けているわけではない」という状況であった。学生がPC テイクを行った場合、タイピングに長けた者は一言一句を漏らさず表記しようと努める傾向があり、タイピングが若干不得手な者は要約にまで気が回らず、結果として要点の記載が間に合わない例が見受けられた。講義内容の理解が深い熟達者であるほど、講師の言葉だけではなく、受講者の視線や、画面上のレイアウト等にも気を配り、必要とされている情報の種類や量に対して敏感であった。

4. 音声文字変換ソフト導入の可否

教員免許状更新講習では、当然のことながら最新の情報や専門的な話題が多く、音声文字変換ソフトを通した場合は誤記となる言葉が頻出していた。近年、音声文字変換ソフトで文字表記をスクロールさせつつ、人間が誤記を逐次修正する、という支援が行われるようになった。このような支援を行うためには、誤記を誤記と気付くことができる者がチェックを行う必要がある。2011年の日本特殊教育学会でも上述のような方略が取られていた。ソフトの機能向上は目覚ましかったものの、リアルタイムに近い表記のスクロールに対して、チェックを行うべき人間の理解が追い付いていなかった。表示されている情報が正しいものか正しくないものか、受講者が考えながら画面を見続けなくてはならない場合、当

然のことながら内容理解の水準は低下する。信頼できる方法で正しい情報が過不足なく提供されることが受講者にとって最も望ましい。本学の講習では、ソフトを用いずに支援を行ったが、使用の有無にかかわらず信頼のおける人材を配置することが重要であった。

5. 受講者と支援者との関係性の構築

講習開設主体において、初回の対応を権限の無い職員に任せたり、講習当日まで実際の支援者と会うことができない場合、受講者は不安となる。本学の対応の特徴は、初回の面談から責任者と実際の支援者が同席する点にある。支援者は、講習開設主体の職員であり、教員免許状更新講習委員会の委員（運営スタッフ）であり、講習の講師も兼任しており、受講する講習の担当講師らとも面識があり、特別支援教育講座の教員である。ゆえに、事前に顔見知りとなっておくことは、講習当日までの不安を軽減する一因となり得る。また、講習の前後や昼休み等に会話を重ねる中で、担当職員以外の支援者（大学院生や学部学生）とも関係を築き、「次の講習でも同じ人達が側にいる」ことが安心感の醸成につながる。ただし、受講者に圧迫感を与えぬよう、支援者が受講者を挟む位置に座ることや、過度に話しかけることが無いように心がけた。支援者全員が他の受講者からは「学生」と認識されていた場合も多かった。いかにも教授然とした支援者の場合、受講者のみならず、むしろ担当講師の負担となる可能性があるため、権限は有しつつも適度な軽さが求められた。

IV. 考察

都市部とは異なり、多くの地方自治体では教育学部を有する限られた数の大学が広い地域と様々なニーズを受け止めなければならない。その場合、域内には視覚障害教育教員養成課程や聴覚障害教育教員養成課程がそもそも存在しない例がある。特別支援教育に携わる教員は、免許状に関わる専門分野（知的障害、肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害）を有しており、教育担当、医学担当、心理担当など、担当領域も異なる。地方国立大学の教育学部特別支援教育講座の教員は3名から5名前後が平均的な人数である。限られた人数の教員が、専門分野や担当領域を振り分けつつ、県内全域の特別支援教育を支える立場にある。教員数が3名で、特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）の教員養成を行う場合、教育、医学、心理という各々の担当領域以外に、知的障害に関わる授業、肢体不自由に関わる授業、病弱に関わる授業をどのように分担するか、苦渋の選択を迫られる。視覚障害や聴覚障害の専門家を雇用できる可能性は低い。

一方で、各地域には盲学校や聾学校がある。それらの学校では、視覚障害を有する教員や聴覚障害を有する教員が働いている。教員として勤務を続けるためには、教員免許状更新講習の受講が避けられない。地方では講習開設主体の数が少ない。視覚障害や聴覚障害を有する受講者に適切な対応ができない場合もある。通信制の講習の受講を試みても、申請の段階からシステム上の制約があり（視覚障害者が入力作業をできる形式に対応していない等）、受講に際しても適切な支援が得られるとは限らない。行き場の無い教員が、他の都道府県まで交通費や宿泊費をかけて受講に向かわざるを得ない状況が想定される。三重大学では、2011年度、視覚障害を有する教員3名、聴覚障害を有する教員2名、延べ25日分の講習受講に対応してきたが、一部の担当職員の業務量は限界に達していた。今後、県外からの受講希望者が増加する等の変化が生じた場合、何らかの制限を設けることが不可避な状況にある。

各都道府県において、最寄りの講習開設主体が視覚障害や聴覚障害を有する教員を支援できる体制を整えることは喫緊の課題である。教員免許状更新制が続く限り、視覚障害を有する教員も、聴覚障害を有する教員も、他の教員と等しく講習を受講するための合理的な配慮を要求する権利がある。ただし、

地方の講習開設主体の置かれている状況は上述の通りである。本学の実践例を通して提案できるのは、互いの苦境を察しつつ、受講者と講習開設主体が良好な関係を構築してゆくために必要な労力を惜しまないということである。講習開設日程が立て込んでいた時期、支援者の体調が悪化する状況が生じたが、本学職員は気付かずとも受講者が即座に疲れた例などは、その成果の一端を示しているものと思われる。講習では試験を実施する以上、支援者においても公正な立場を保たねばならない。ただし、講習開設主体が合理的な配慮を誠心誠意実現しようとする姿勢を示さない限り、円滑な講習実施の実現可能性は低いものと考えられる。

参考文献

- 加藤伸子・河野純大・黒木速人・村上裕史・西岡知之・若月大輔・皆川洋喜・塩野目剛亮・三好茂樹・白澤麻弓・石原保志・内藤一郎（2008）聴覚障害学生のための講義におけるキーワード提示の基礎的検討. 電子情報通信学会技術研究報告（教育工学），107（462），71-76.
- 加藤伸子・河野純大・若月大輔・塩野目剛亮・黒木速人・村上裕史・西岡知之・皆川洋喜・白澤麻弓・三好茂樹・内藤一郎（2008）講義の情報保障におけるキーワード提示タイミングに関する基礎的検討. 電子情報通信学会技術研究報告（福祉情報工学），108（170），51-56.
- 川口あゆみ・郷右近歩（2011）視覚障害を有する教員に向けた教材作成支援の課題 —三重大学教員免許状更新講習における取り組み—. 三重大学教育学部研究紀要，62，109-114.
- 松崎丈・藤島省太（2008）聴覚障害学生支援における音声認識を活用した通訳システムの構築 —利用者の観点に基づいた字幕提示の検討—. 宮城教育大学紀要，43，191-203.
- 宮城教育大学障害学生支援プロジェクト（2006）聴覚障害学生支援 支援学生のための手引き（2008年1月改訂）.
- 宮城教育大学障害学生支援プロジェクト（2006）聴覚障害学生支援 教職員のための手引き（2008年1月改訂）.
- 三好茂樹・河野純大・西岡知之・加藤伸子・白澤麻弓・村上裕史・皆川洋喜・石原保志・内藤一郎・若月大輔・黒木速人・小林正幸（2008）遠隔講義保障におけるリアルタイム字幕作成者を支援するための映像情報提示手法に関する基礎的研究. 電子情報通信学会論文誌（D, 情報・システム），J91-D（9），2236-2246.
- 文部科学省（2008）教員免許更新制の概要. Retrieved October 12, 2011, from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/001.pdf
- 元西洋平・若月大輔（2007）聴覚障害学生の学習支援のためのプロジェクトを用いた視覚的情報提示システム. 電子情報通信学会総合大会講演論文集，377.
- 中野聡子・牧原功・金澤貴之・中野泰志・新井哲也・黒木速人・井野秀一・伊福部達（2007）音声認識技術を用いた聴覚障害者向け字幕呈示システムの課題 —話し言葉の性質が字幕の読みに与える影響—. 電子情報通信学会論文誌（D, 情報・システム），J90-D（3），808-814.
- 岡本香・林信治（2007）障害学生の学習支援に関する一考察 —ノートテイクに関するアンケート調査より—. 東海学院大学紀要，1，95-98.
- 太田晴康（2006）ノートテイク（要約筆記）支援ソフトの設計と活用. 静岡福祉大学紀要，2，19-28.
- 冷水啓子・竹中暉雄・瀬谷ゆり子（2008）桃山学院大学における聴覚障害学生への情報保障のシステム化 —ノートテイクによる支援の検討—. 桃山学院大学総合研究所紀要，33，185-205.
- 冷水啓子（2009）桃山学院大学における聴覚障害学生への情報保障のシステム化（II） —ノートテイク活動に関する調査結果—. 桃山学院大学総合研究所紀要，34，123-153.
- 白澤麻弓・磯田恭子（2009）パソコンノートテイク導入支援ガイド：やってみよう！パソコンノートテイク. 日本聴覚障害学生高等教育ネットワーク.
- 高畑由起夫・星かおり・小野田弘之・植田幸利・達城亜未・吉田貴司・土橋晋作・久保田哲夫・細見和志・中條道雄・窪田誠・渡部律子・井垣伸子（2006）障がいを持つ学生への学習支援（2）PC ノートテイクの実践について. 総合政策研究，22，127-143.
- 徳田律子・西本典良（2006）聴覚に障害のある学生に対する情報保障への取り組み —支援の立ち上げから今後の課題まで—. 保健福祉学研究，4，131-141.

山口淳平・磯野春雄（2009）聴覚障がい学生のための講義保障方式の検討. 電子情報通信学会技術研究報告（福祉情報工学）, 108（435）, 1-4.